

- 平成16年4月、マルチペイメント（電子納付）による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。

- ※ コンビニエンスストアでの納付状況（平成16年2月から平成17年3月までの累計）

- 納付件数 352万件

- 納付月数 602万月

- ※ マルチペイメントによる納付状況（平成16年度）

- 利用件数 7万件

(45) 口座振替の勧奨の徹底

- 職員や国民年金推進員等による個別訪問時に口座振替の勧奨を積極的に実施。
(平成16年10月21日通知)
- 平成17年度から、口座振替勧奨（納付督促時）を新たに実施件数の目標値管理を行う督促業務の1つとして国民年金保険料収納対策に係る行動計画に盛り込み、取組を強化。

(46) 強制徴収の実施

(54) 強制徴収の実施規模の拡大についての検討・実施

(59) 市町村からの所得情報に基づく強制徴収及び免除周知の的確な実施

- 平成16年10月から、市町村から提供される所得情報を活用し、十分な負担能力がありながら、納付義務を果たさないと認められる方を選定し、強制徴収を実施する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を行っている。
- 強制徴収については、平成16年度において、3万人を対象に実施したところであるが、市町村からの所得情報を電子媒体で入手する体制を整備し、平成17年度は10万人を対象に実施する予定。

(47) ハローワークと連携した失業者に対する種別変更手続等の周知徹底

(51) 厚生年金脱退者に対する国民年金の強制適用等の実施

- 企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。
- また、企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、退職後2回の届出勧奨を実施しているが、平成17年8月より、初回の届出勧奨後もなお届出を行わない方については、職権で適用を実施。

(48) 厚生年金・健康保険の未適用事業所への加入指導の強化と職権適用の実施

- 法人登記申請書等により把握した未適用事業所に対して、文書による加入勧奨・巡回説明等により加入指導を実施。
- 平成 16 年 7 月から、原則として、①5人以上の事業所について呼出による加入指導、②20人以上の事業所について戸別訪問等による加入指導を実施。
- 平成 17 年 3 月、加入指導を受けてもなお、加入手続を行わない一定規模以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととし、全国の社会保険事務局に対する周知を徹底。

(平成 17 年 3 月 25 日通知)

(49) 若年者に対する納付猶予制度の導入

- 平成 17 年 4 月、30 歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10 年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。

(50) 口座振替割引制度の導入

- 従来から行っていた前納割引制度(1 年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成 17 年 4 月、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも 1 ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。

(52) 国民年金の資格喪失後に厚生年金への加入届出がない方に対する通知

- 企業に就職したことにより第 1 号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6 ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第 2 号被保険者となった旨の届出がない場合、正確な届出が行われている否かについて確認を促す旨の通知について、平成 17 年度中の開始に向け、検討中。

(53) 未納者に対する効果的な納付督促手法の検討

- 平成 16 年 10 月から、催告状に過去の国民年金及び厚生年金の納付状況を掲載し、納付済の保険料を確実に年金給付に結びつけるために未納となっている保険料を納付するよう、未納者の納付意欲を喚起する取組を実施。
- 全国の社会保険事務所等における効果的と思われる収納対策について、国民年金特別対策本部事務局報を通じた情報交換を推進。
- 平成 17 年度から、電話納付督促業務の委託契約において、委託要領に未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合の報告義務を盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促すこととした。

(55) 多段階免除制度の導入

- 平成 18 年 7 月から、現在の全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4 分の 3 または 4 分の 1 免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。

(56) 労働保険との徴収事務一元化

- 平成 15 年 10 月、全国の社会保険事務所（312 か所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、現在、以下の事務を実施。

（実施事務）

- 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付
- 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施
- 事業所説明会を通じた両保険の適用勧奨、制度改正周知
- 滞納整理の実施

- また、同時に、インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付を開始し、365日24時間、インターネットを利用し、各種届出の共通項目について、一括して届出を行うことを可能とした。
- 平成 17 年 6 月、厚生労働省内に「社会保険・労働保険徴収事務一元化推進チーム」を設置し、徴収事務の一元化を更に強力に推進する体制を整備。
- 事務処理の運用によって措置可能な事項については、検討作業を急ぎ、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成 17 年度中に結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施。

2. 社会全体での取組の推進

(57) 特別国民年金推進員による特定地域毎の収納強化

- 特別国民年金推進員（社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員）について、平成 16 年度は、総勢 621 人を配置し、収納対策の強化を図った。平成 17 年度は、国民年金推進員の増員を踏まえ、特別国民年金推進員の配置について見直しを行い、421 名を設置。

(58) 商工会等への保険料収納の委託

- 地域に根ざした同業者団体に収納業務を委託することにより、同業者間における会員の連帯意識を軸に未納の発生を防止するとともに、未納者の解消を図る。
- 都道府県商工会連合会に対する保険料収納業務の委託については、合意できた連合会から順次実施する予定。

(60) 国民年金保険料納付額証明書の発行

- 平成 17 年 2 月、平成 16 年中に国民年金保険料の納付実績が 1 ヶ月以上ある方に対し、保険料の納付実績を記載した「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を送付。
- また、所得税法の改正に伴い、平成 17 年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、保険料支払いの証明書類の添付が義務づけられたことから、平成 17 年度より、「社会保険料控除証明書」として保険料納付実績を通知。

(61) 中・高校生を対象とした年金教育の拡充

- 平成 16 年度においては、各都道府県社会保険事務局に社会保険関係者及び教育関係者により構成する「年金教育推進協議会」を設置し、地域や学校等の実情に応じて効果的に年金教育を推進するための協議を実施。
- 併せて、中・高校生を対象とした年金セミナーの円滑な実施を行うため、セミナーにおいて使用する中・高校生向けの副読本の全面改正を実施。

(62) 関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下での納付率向上の加速化

- 納付率の向上を加速化させるため、住基ネットワークを活用した国民年金未加入者の効率的な把握について、平成 18 年度からの実施に向け、検討中。
- そのほか、以下の取組を検討中。
 - 国民健康保険の保険者（市町村、国保組合）との保険料徴収事務等における連携
 - パート等従業員に対する事業主を通じた国民年金加入の周知
 - 大学との連携による年金教育の推進、制度の周知徹底

(63) 年金教育における社会保険大学校の活用

- 平成 17 年 2 月、社会保険大学校において、年金制度に関する「公開講座」を開催するとともに、そのノウハウを基に社会保険事務局による年金セミナー等の開催を支援。
- 平成 17 年 10 月から、年金制度の周知を図るため、社会保険大学校が作成した研修教材について、企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の教材として活用できるよう、社会保険庁ホームページに掲載。

3. 年度別行動計画の策定

(64) 社会保険事務所毎の年度別行動計画の策定開始

- 平成 16 年 10 月、各社会保険事務所において、平成 19 年度までの年度別目標納付率（平成 19 年度目標収納率 80%）及び平成 16 年度中の具体的な納付督促業務の行動目標